

## 令和元年度 第12回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和2年3月10日(火) 午後1時30分から午後2時40分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室303

3 出席委員 (26人)

会長 3番 山脇 優 委員

### 農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	2番 徳田和幸 委員	6番 室山恵美 委員
7番 林 修二 委員	8番 美田俊一 委員	9番 藤井由美子 委員
10番 河本良一 委員	11番 鐵本達夫 委員	12番 筏津純一 委員
13番 數馬 豊 委員	14番 金信正明 委員	15番 福井章人 委員
16番 西谷美智雄 委員	17番 原田明宏 委員	18番 山本淑恵 委員
19番 吉村年明 委員		

### 農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員
影山卓司 委員			

4 欠席委員 (1人)

4番 松本幸男 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第76号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第77号 農用地利用集積計画の決定について

議案第78号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

議案第79号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

主幹 石賀 康一

7 会議の概要

## (1) 開 会

事務局 只今より、令和元年度第12回農業委員会会議を開会いたします。本日、市議会会議出席のために局長は不在でございますので、よろしくお願いいたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

## ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、本日の議事録署名人は19番 吉村委員、1番 谷本委員をお願いいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席届が4番 松本委員から出ております。遅刻が11番 鐵本委員から連絡が入っておりますので、よろしくお願いいたします。

## (4) 連絡・報告事項

事務局 令和元年度第12回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 続きまして農家相談会の件について、山下委員。

山下推進委員 それでは、2月19日に行われました農家相談会について説明させていただきます。2点ございました。〇〇様の方から説明をさせていただきます。〇〇〇の田んぼを売ってほしいという申し込みがありました。現在、〇様に耕作していただいているようなんですが、とりあえず〇様に意思を確認してみたいかがでしょうかということをお話ししまして、後日、連絡をしましたところ、〇さんは今すぐにはよう買わんけどまあしばらくしたら買うつもりで頑張ってみるといような返事がありまして、とりあえずは引き続き〇さんに耕作していただくということになります。あっせんの申し込みは、取り下げることです。

続きまして、〇〇さんなんですけども、〇〇の方でして、今、アグリスタート研修生が2、3名来ておられるんですが、その人が2年後に新しい圃場が欲しいということで、〇〇地区の大体5筆くらいをこの人のために貸して欲しいということのご相談です。地元の担当委員で、農林課の方より美田さんに連絡して、話を進めていただくようにしております。以上です。

議 長 はい、美田委員。

8番 ここは〇〇の地区内で、筏津さんが対応された方がいいんじゃないかなと思います。

12番                   ここは、〇〇〇〇〇〇〇の範囲になりますので、私がします。

議長                   はい、それでは〇〇地区の理事長もされております篠津委員が責任を持って話をするという事によろしいですか。よろしくお願ひします。

(5) 議事

議長                   それでは、(5)、本日の議事について、事務局、説明をお願いします。

事務局               はい。議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページのとおり4件、合計13筆の所有権移転の申請が出ております。1番2番は贈与、3番4番は売買による移転です。下限面積は備考欄記載のとおり、いずれも許可要件を満たしているものです。

                      続いて、議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。4ページのとおり3件の申請がございます。1番、2番につきましては土地の所有者が異なる2筆を購入し、合計で428㎡の一体の用地として一般住宅を建築するものでございます。農業公共投資のある農地ですので第1種農地、許可根拠は集落接続でございます。番号3番は貸駐車場の設置で都市計画用途地域の第1種住居地域に指定されているので、第3種農地に該当し、原則許可でございます。金額等は備考欄をご覧ください。

                      議案第76号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。6ページのとおり2件の申請が出ております。いずれも20年以上の非農地状態が認められるものです。

                      議案第77号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。9ページから30ページまで、利用権設定の申出が63件ございました。また、議案31ページ、32ページのとおり所有権移転が2件ございます。

                      議案第78号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定については40ページのとおり提案させていただきます。毎年の見直しに加えまして、空き家バンクに付随する農地について1アールの設定というものでございます。

                      議案第79号 農用地利用配分計画についてでございます。議案46ページから48ページのとおり5件の協議が出ております。本日の議案は以上でございます。

議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長                   それでは、議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について皆さまにお諮りいたします。議案に対する質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議長                   それでは議案第74号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長                   全員賛成ということですので、承認とさせていただきます。

議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長                   続きまして、議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請についてお

諮りいたします。本件につきましては、本日、午前10時45分より当番委員であります林委員、西谷昭良委員、藤井代理、森石局長、石賀主幹と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して西谷昭良委員より報告をお願い致します。

西谷推進委員 本日6名にて現地の確認に行つて参りました。いずれも、適正であるというふうに判断して、現地調査を終えましたことを報告致します。

議 長 はい、ただ今西谷昭良委員から報告ございました。何ら問題なしということですが。ただ今の案件につきまして質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

#### 議案第76号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第76号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。この件につきましても先ほど同様6名で現地の調査に行っておりますので、西谷委員より報告をお願いいたします。

西谷推進委員 先ほど同様に、適正であると判断させていただきました。以上報告を終わります。

議 長 はい、ただ今報告のありましたとおり何ら問題ないということでございます。ご質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認とさせていただきます。

#### 議案第77号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第77号 農用地利用集積計画の決定について説明をお願い致します。事務局より全体の説明を受ける前に、該当委員がございましたので先に案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。9ページ番号1番と2番は2番 徳田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(徳田委員 退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 9ページ、番号1000の1筆、1,216㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。その他番号2番とあわせまして合計3筆3,943㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今説明がありました徳田委員の案件につきまして質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 無いようですので、賛成の委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。承認いたしますので、徳田委員の入場を求めます。

(徳田委員 入場・着席)

議 長 徳田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、10ページ番号3番と4番及び32ページの所有権移転は13番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 10ページ番号3番でございます。000の2筆、6,183㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。その他番号4番とあわせまして、合計6筆14,721㎡の賃借権設定でございます。32ページ所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、00の000。所有権の移転をする者、00000000000000000000でございます。農地中間管理事業の特例事業でございます。000の4筆、合計3,636㎡の所有権の移転でございます。対価は90万9,000円。10アールあたりですと25万円でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今説明がございました件について、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。  
(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。賛成多数ということで承認と致します。數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議 長 數馬委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、10ページ番号5番から12ページ番号9番までは19番 吉村委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 10ページ番号5番でございます。〇〇の1筆、330㎡、以下記載のとおりでございます。その他12ページの番号9番まで合計10筆9,153㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今の案件に関して質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、挙手による採決を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議 長 吉村委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、21ページ番号35番から37番は16番 西谷美智雄委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 21ページ番号35番でございます。〇〇の1筆、112㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。その他番号37番まで合計

3筆547㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今の案件につきまして質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認と致します。西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、22ページ番号38番と39番は17番原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 22ページ番号38番でございます。〇〇〇〇〇の1筆、1,575㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。その他番号39番と合わせまして合計7筆、17,058㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今の案件につきましてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、22ページ番号40番は西谷昭良推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議長 それでは、事務局お願いします。

事務局 22ページ番号40番でございます。○の2筆、4, 124㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今の案件に対しまして質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議長 西谷推進委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。以上で該当する出席委員の案件につきましては審議を終わりましたので引き続きまして、その他の案件について審議を行います。事務局説明をお願いします。

事務局 9ページでございます。田、畑、樹園地の合計面積が250, 262㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては9ページから30ページに記載のとおりでございます。

所有権移転関係でございます。31ページをご覧ください。所有権の移転を受ける者○○○、○○○○。所有権の移転をする者は○○○の○○○○。所有権移転する土地につきましては○○○の1筆の1, 341㎡でございます。移転の内訳は以下記載のとおりでございます。1筆20万円でございます。10アールあたりに致しますと、14万9, 142円になります。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては33ページから37ページに記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては38ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 全体につきまして、皆様の方で何かございますか。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)



議長 はい、ありがとうございました。全員賛成ということで承認と致します。

議案第78号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

議長 続きまして、議案第78号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について皆様にお諮り致します。事務局説明をお願いします。

事務局 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてご説明致します。議案の40ページからです。また、別冊資料もございます。

農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することになっております。全体につきましては2015年のセンサスが元になっております。遊休農地等の状況につきましては、昨年度末の状況から大きな変化はないため変更はしない方針で提案させていただきます。

それとは別に、冒頭説明させていただきましたが空き家に付随する農地について空き家バンクに登録された方が空き家とセットで売却したいということで、1アールの設定の申請がございました。

別段面積の見直しについて、別冊資料にまとめておりますけども、引き下げ方法は2通りございます。農地法施行規則第17条に基準設定しております。まず第1項では下限面積以下の農家が概ね100分の40を下らないように設定すること。次に第2項では1号2号いずれにも該当する場合には、1項の規定に関わらず適当な面積を定めることができるとされています。1号では適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること、2号では、小規模農家が増加することによって、農業上の支障がないこととされています。

42ページをご覧ください。現行下限面積以下の割合は、ほとんどの地域で40%を下っております。ということで、農地法第17条第1項の適用というので考えますと、下限面積を上げないといけない状態です。

次に、農地法第17条第2項の検討ですが、43ページの資料をご覧ください。こちらの基準では下限面積以下の戸数と関係なく、遊休農地の存在が鍵となります。各地区において適正な利用を図る農地が相当程度存在するということが条件ですが、遊休農地がある程度存在することが認められます。

40ページに戻りまして、表の一番下のとおり、1アール設定の筆を新設しております。以上でございます。

議長 はい。吉村委員。

19番 今、〇〇の〇〇でそういう話があるわけです。今、話を聞いた限りでは可能かなと思うんですけど。実際にまとまって話を一回してみたいと思うので、また相談にのってください。以上です。

議長 そういうのはどんどん相談、紹介してあげてください。大変いいことです。他にありませんか。

(なしの声)

議長 それではないので、提案につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(採決)

議 長           はい。ありがとうございました。

議案第79号 農用地利用配分計画について

議 長           続きます。議案第79号 農用地利用配分計画につきましてお諮り致しますが、該当委員がごさいますので数馬委員の退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長           それでは、事務局お願いします。

事務局           農用地利用配分計画案でございまして。46ページ番号2番、3番でございまして。〇〇の〇〇〇、権利を設定する農用地につきましては記載のとおりでございまして、25筆の賃借権の配分計画案でございまして。以上でございまして。

議 長           はい、ただ今説明がございました数馬委員の案件でございまして。ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長           ないようでしたら挙手を求めます。

(採決)

議 長           はい。全員賛成でございまして数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長           数馬委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認をいただきましたので報告致します。

事務局           その他の配分計画案についてご説明させていただきます。利用配分計画各筆明細につきましては46ページから48ページ記載のとおりでございまして、合計致しまして48筆、73,080.50㎡の配分計画案でございまして。農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等につきましては49ページ、50ページ記載のとおりでございまして。以上でございまして。

議 長           はい、ただ今説明がございました。皆さんご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長           ないようでしたら、賛成の方の挙手を求めます。

(採決)

議 長           はい、ありがとうございました。

(6) その他

議長

それでは、日程(6)その他の項に入らせていただきます。別冊その他報告・連絡事項をご覧頂きたいと思います。(1)からどうぞ。

事務局

2ページをご覧ください。(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。〇〇〇の〇〇〇〇〇さんが牛舎の横にロール置場を新設されるものでございます。位置等につきましては資料の方をご覧ください。

続きまして、(2)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。3ページをご覧ください。鳥取県発注の工事に伴う一時転用でございます。以下記載のとおりでございます。3ページ(1)が〇〇地内における維持管理課の工事で、4ページの(2)は〇〇地内における道路都市課の工事に伴う一時転用でございます。

次に耕作届の受理についてでございます。5ページでございます。〇〇地内の土地で、住宅が建っていましたが、解体された後、畑地として長年管理されておられます。

続きまして、あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでございます。①〇〇〇さんからでございます。3筆の〇〇の〇〇の農地の売買のあっせんでございます。②〇〇〇〇さんから〇〇〇の2筆の農地売買のあっせんのご相談でございます。あっせん委員の選任をよろしくお願い致します。

議長

それでは6ページのあっせん申出のあった農地のあっせん委員の選任でございます。〇〇でございます。これは〇〇になりますから山本委員ですね。

18番

この3筆のうち2つ続いた田んぼの方は〇〇さんという方が作っておられまして、下の1枚の方は〇〇さんが作っておられまして、適正に管理がされているということでお聞きしに行きました。

〇〇さんには〇〇さんの方から買ってくれんかという話があったそうです。〇〇さんとしましては、まだ他にもあるし、将来的にはよう買わんがやという返事はしたけれども、買ってくださいの方が見つかるまでは耕作してあげますという返事をされております。

〇〇さんの方にはそういう話がなかったようなので、お聞きしましたら値段があえば買ってもええといういい返事だったので、すぐ〇〇さんの方に話してお伝えしました。〇〇さんも喜んでなら早速電話しますわっていうことだったんですけれども、〇〇さんの息子さんが、反対され、買いませんというお話だったようです。

改良区に負担金がまだのこっているかということをお調べまして、今後、話を進めていきたいと思っております。以上です。

議長

ここはどこ改良区ですか。〇〇〇ですか。

涌嶋推進委員

〇〇〇です。

議長

前の残りの〇〇〇の水利費みたいなものがあるか。高くはないと思う。

18番

わずかだと思うですけど。

議 長 たぶん、これは〇〇〇の〇〇から来る水の水利費だけだと思う。  
では、次の〇〇〇の件ですけど、小谷さんええか。一人でもよろしいですか。

小谷義則推進委員 結構です。

議 長 はい、お願いします。  
最後に農地等のあっせん活動の状況報告を1番西谷委員お願いします。

西谷昭良推進委員 申し出の水田の隣を私が耕作してましたので私がすることになりました。

議 長 近所ですのでどうぞ助けてあげてください。ありがとうございます。2番、  
涌嶋委員。

涌嶋推進委員 本人さんではなくて、お父さんにお会いしまして、病気してなかなか作れない  
ということで〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方に聞いてあげたんですけども、もう  
締め切って出来ないというふうに言われまして。〇〇の〇〇さんという方にお  
話ししまして、作りましょうということでした。

議 長 そうですか、ありがとうございます。大変良い話にさせていただきました、  
ご苦労様でございました。続きまして、3番目の〇〇〇の件で西谷美智雄委員  
お願いします。

16番 16番 西谷です。本日の3条の3番のところでご審議していただいておりますが、  
〇〇さんのところに先月の13日に自宅に行きまして、お話をさせて  
いただきました。現在、〇〇〇〇さんが、〇〇〇の字〇〇〇〇〇〇ー〇で梨を  
耕作しておられます。今年、木が5年生になります。昨年、ちょっと選果場に出されて、  
大変よろこんでおられて、やる気を起こして頑張っておられます。  
そういった中で、4つを全部で8万円でどうだということまで話をしまして、  
〇〇さんの方も了解をされましたので報告を申し上げます。

議 長 ありがとうございます。西谷委員には大変、新規就農者を育てていただき  
まして。〇〇さんは〇〇の出身で、私もよくお父さんお母さんも知っておりま  
して。本当にこの娘さんは頑張り屋でございますので、将来また西谷さんの方  
もご指導していただくようによろしくお願いします。続きまして河本委員、お  
願います。

10番 報告します。ここには売買となっておりますけど、無償譲渡でも構いませ  
んということで返事がありまして、近隣に耕作されております〇〇の方にお話  
しましたら、うちもそこは無償でええけあげたいということでした。その近  
辺で先日の委員会の時にも報告しましたが、〇〇の方で何筆か同じ場所で耕作  
されとる方がおりますんで、〇〇の委員の方にその方が作られる意思があるか  
どうか確認をお願いできないかと調べましたら、〇〇〇の〇〇〇さんが3筆か  
4筆作っておられますので、そちらの方の交渉をお願いできないでしょうか。  
交渉結果が出ましたら、その方に説明は私から致しますので、お願いしたいと。

議 長 〇〇の方に中に入って欲しいと。山下推進委員とりあえずお願いします。

山下推進委員 はい。

議長 続きまして5番です。筏津委員のほうでお願いします。

12番 12番筏津です。〇〇〇〇さんと話しまして、水田ですけど上の2筆の水田は進入路がないので、他人の土地から入っていかんといけん、ちょっと便利が悪いから難しいかもしれない。もう1カ所については、今、〇〇さんが耕作してますんで、来年で期限が切れますので、話を持って行きますが返事をいただいてから報告したいと思います。

議長 続きまして吉村委員。

19番 〇〇〇〇さんの話は、作り手がなくて断ったんですけど、ついこの間、西谷委員と話をしとったら、なんとか作ったるわいやということで話がまとまって一帯を作っていただくようになりました。作っていただくのは〇〇さんのところと大体5,6反をひとまとめ、全て快く受けていただきました。ありがとうございました。

議長 西谷美智雄委員ですね、ありがとうございます。これからもどんどん耕作してあげて下さい、近いところは。それでは金信委員。

14番 14番金信です。今回のあっせんは田んぼが3カ所に分かれておりまして、あっせんは賃貸借でした。当初考えましたのは、申請された田んぼに隣接あるいは近い方に話しをしようかなという思いで、もう一度3カ所の状態を確認しましたところ、きれいに作ってあるということで、申請された〇〇さんに、〇〇〇〇在住ですが電話をしましてどなたに作ってもらってますかと確認したところ、実はおじさんにあたる人ですと。私が思ってた人と全く同じ人だったというようなこともあって、非常に難しいなということで、〇〇集落の農事組合長に、〇〇の中で誰か作ってやろうという人はおられませんかと話をしましたら、いやそれは難しいでということで誰もこの集落内では自分のことで手一杯で、どうしようもないという具合に思うということを言われて、困ったなど。本日までには、あっせんが実らんという状況です。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。去年までは、〇〇さんが作っておったんですが、年取ったためによろ作らんと。それで〇〇〇〇さん曰く、いよいよだったら、〇〇さんに畑を作ってもらっているから、管理してもらうしかないなということで。実は、この件につきましては改良区に連絡がありまして、私が知っとるもんですから、〇〇〇〇さんに電話しまして、あっせん出してごしないということで、私が申し込んだということなんです。変形な田んぼでして、すぐ作るわという人がいないみたいで、いよいよになれば、そういう手立てを考えていると言っておられました。よろしくお願いします。続きまして影山委員。

影山推進委員 8番の〇〇〇〇さんの土地2筆ですけれども、結論から申し上げますと同じ〇〇〇の〇〇さんが買ってよいということで手続きが進んでおります。地区の水稻の会議がありまして、その席の中で地元の方が集まって話をされて、わしが買ってよいということで〇〇さんが手を挙げられ、話がとんとん拍子に

進んで助かりました。以上です。

議 長            はい、ありがとうございました。続きまして涌嶋委員。

涌嶋推進委員    ○○の○○さんですけれども、○○の○○さんに話ししまして、まとめて作りましょうということで了解を得たところです。

議 長            これも解決したということで、今日はかなり解決しました。大変皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。ご苦労様でございます。

                  続きまして（６）の農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦及び応募について石賀主幹。

事務局            いよいよ来週の月曜日３月１６日から応募が始まります。申請用紙と募集案内を事務局の方に置いておりますし、ホームページでも様式をダウンロードできるようにしておりますのでご承知ください。以上です。

議 長            次に、農地利用最適化業務活動日誌の提出について。

事務局            今年度の活動日誌をとりまとめてたいと思っておりますので、未提出の方は早急に提出をお願いします。相手方との関係で遅れるようでしたら、ご連絡をお願いします。

議 長            まだの方は早急に出してください。よろしいですか。全体についてその他のところで皆さまの方で何かございましたら。

                  (なしの声)

議 長            ないようですので、これをもちまして本日の農業委員会会議は閉会といたします。ありがとうございました。ご苦労様でした。

— 午後２時４０分 閉 会 —